平成２１年（フ）第３１３号
新潟市中央区網川原１丁目５番13号
債務者　高見　和広
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８２号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷127番地20
債務者　大浦さとみ
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８号
大分県宇佐市大字長洲3348番地の２
債務者　大嶋　香奈
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第２２号
大分県中津市本耶馬渓町東屋形1151番地
債務者　草園　文雄
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第３３号
大分県宇佐市大字四日市1002番地の４
債務者　楠　　美輪
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第２０号
札幌市豊平区中の島１条10丁目２の８　アンシンハウス10号室、住民票上の住所北海道二海郡八雲町出雲町60番地の157
債務者　足立　　保
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４７１号
北海道千歳市稲穂３丁目１番３号
債務者　佐藤　尚之（旧姓大須賀）
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１８９号
札幌市南区川沿３条２丁目４番１―713号
債務者　土屋　千春
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３４４号
北海道江別市あけぼの町36番地の32
債務者　佐藤美佐江（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３８４号
札幌市白石区東札幌２条２丁目２番13号　ノーザンライツ103号
債務者　佐藤　淳一
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４４０号
札幌市中央区南14条西６丁目４番８号　笹川方
債務者　魚住　信子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５２０号
札幌市北区太平３条４丁目１番８号　グリーンピア太平203号
債務者　岡元　敏之
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５２１号
札幌市北区太平３条４丁目１番８号　グリーンピア太平203号
債務者　岡元美由紀（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６３０号
札幌市東区伏古２条５丁目３番７号　ドミローレル伏古102号
債務者　三浦　美幸
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６８９号
札幌市東区北34条東28丁目２番11―302号
債務者　津田　真秀
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７５１号
札幌市東区北19条東２丁目４番10号　テラスハウス
債務者　清水　栄子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７７３号
札幌市東区北30条東12丁目１番６―401号
債務者　三島美千代
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７９５号
札幌市豊平区月寒東１条７丁目５番５―901号
債務者　谷奥　直彦
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部